



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

**告 示**

- 公共測量の実施の通知（農地農村整備課） ..... 1
- 漁船損害等補償法に基づく付保義務の消滅（水産課） ..... 1

**公 告**

- 家畜商講習会の開催（畜産課） ..... 1
- 大規模小売店舗の新設の届出（中小企業支援課） ..... 2
- 大規模小売店舗の変更の届出（中小企業支援課） ..... 3

**病院事業局事項**

- 特定調達契約に係る落札者の決定（県立南部医療センター・こども医療センター） ..... 4

**人事委員会事項**

- 沖縄県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 ..... 4
- 沖縄県公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則 ..... 5

**選挙管理委員会事項**

- 不在者投票を行うことができる施設の指定内容の変更 ..... 5

**収用委員会事項**

- 使用の裁決手続開始の決定・22件 ..... 5

## 告 示

### 沖縄県告示第448号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、沖縄県北部農林水産振興センター所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年11月6日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施する地域 宜野座村地内（宜野座村第6地区）
- 2 公共測量を実施する期間 令和2年10月26日から令和3年3月13日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

### 沖縄県告示第449号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、平成28年沖縄県告示第566号で同意の認定をした嘉手納加入区について普通損害保険に付すべき義務が消滅した。

令和2年11月6日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

## 公 告

家畜商法（昭和24年法律第208号）第4条の2第1項の規定により、令和2年度家畜商講習会を次のとお

り開催する。

令和2年11月6日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 日時及び場所

- (1) 日時 令和3年2月4日（木曜日）午前8時30分から午後5時まで及び同月5日（金曜日）午前8時30分から午後5時30分まで
- (2) 場所 沖縄畜産振興支援センター 那覇市古波蔵1丁目24番27号 電話番号098-855-1129

2 講習科目及び時間

- (1) 家畜の取引に関する法令 4時間
- (2) 家畜の品種及び特徴 4時間
- (3) 家畜の悪癖、機能障害及び疾病 6時間

3 講習の対象者 家畜の取引の業務に従事するため家畜商の免許を受けようとする者

4 受講手続 受講希望者は、受講申込書に沖縄県証紙3,300円及び申込者の写真（申請前6月以内に撮影した無帽かつ正面上半身のもの）を添えて、令和3年1月6日までに沖縄県農林水産部畜産課（那覇市泉崎1丁目2番2号）に提出すること。郵送により提出する場合は、簡易書留郵便によるものとし、提出締切当日の消印のあるものまで有効とする。

5 その他 詳細については、沖縄県農林水産部畜産課（電話番号098-866-2269）に問い合わせること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり新設の届出があった。

なお、関係書類は、令和2年11月6日から令和3年3月6日までの間、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び宮古島市観光商工部観光商工課において縦覧に供する。

令和2年11月6日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 届出年月日 令和2年9月30日

2 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 （仮称）サンエー宮古島シティ 宮古島市平良字下里南真久底2511番43ほか13筆
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社サンエー 宜野湾市大山七丁目2番10号 代表取締役 上地哲誠
- (3) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社サンエー 宜野湾市大山七丁目2番10号 代表取締役 上地哲誠
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日 令和4年6月1日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 5,853平方メートル
- (6) 駐車場の位置及び収容台数 位置 次の図のとおり、収容台数 400台  
（「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び宮古島市観光商工部観光商工課において縦覧に供する。）
- (7) 駐輪場の位置及び収容台数 位置 次の図のとおり、収容台数 34台  
（「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び宮古島市観光商工部観光商工課において縦覧に供する。）
- (8) 荷さばき施設の位置及び面積 位置 次の図のとおり、面積 170平方メートル  
（「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び宮古島市観光商工部観光商工課において縦覧に供する。）
- (9) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 位置 次の図のとおり、容量 193立方メートル  
（「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び宮古島市観光商工部観光商工課において縦覧に供する。）
- (10) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 開店時刻 午前9時、閉店時刻 午後11時
- (11) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前8時30分から午後11時30分まで

- (12) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 出入口の数 入口5か所、出口5か所、出入口の位置 次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び宮古島市観光商工部観光商工課において縦覧に供する。)

- (13) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後9時まで

### 3 意見書の提出方法及び提出期限

- (1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
- (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部中小企業支援課に提出すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により、次のとおり変更の届出があった。

なお、関係書類は、令和2年11月6日から令和3年3月6日までの間、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び名護市地域経済部商工・企業誘致課において縦覧に供する。

令和2年11月6日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 名護大北商業施設 名護市大北五丁目2番14号
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名 有限会社渡嘉敷商会 那覇市古波蔵4丁目1番8号 代表取締役 渡嘉敷元、有限会社がなほ 名護市大中三丁目19番36号 代表取締役 我那覇守重、我那覇守重 名護市大中三丁目19番36号、森山正男 名護市宇茂佐の森一丁目5番地12
- 3 届出年月日 令和2年9月17日
- 4 変更しようとする事項
- (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
変更前 1,806平方メートル  
変更後 2,128平方メートル
- (2) 駐車場の位置及び収容台数  
変更前 位置 次の図のとおり、収容台数 159台  
変更後 位置 次の図のとおり、収容台数 158台  
(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び名護市地域経済部商工・企業誘致課において縦覧に供する。)
- (3) 荷さばき施設の位置及び面積  
変更前 位置 次の図のとおり、面積 15平方メートル  
変更後 位置 次の図のとおり、面積 93平方メートル  
(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び名護市地域経済部商工・企業誘致課において縦覧に供する。)
- (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
変更前 位置 次の図のとおり、容量 12立方メートル  
変更後 位置 次の図のとおり、容量 63立方メートル  
(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び名護市地域経済部商工・企業誘致課において縦覧に供する。)
- (5) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
変更前 次の表のとおり  
変更後 次の表のとおり  
(「次の表」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び名護市地域経済部商工・企業誘致課において縦覧に供する。)
- (6) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
変更前 午前9時から午後9時30分まで

変更後 24時間

(7) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

変更前 午前9時から午後8時まで

変更後 24時間

5 変更する年月日 令和3年5月17日

6 意見書の提出方法及び提出期限

(1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。

(2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部中小企業支援課に提出すること。

### 病院事業局事項

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和2年11月6日

沖縄県立南部医療センター・こども医療センター院長 和 氣 亨

1 落札に係る物品等の名称及び数量 手術用顕微鏡及びナビゲーションシステム 一式

2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県立南部医療センター・こども医療センター総務課 南風原町字新川118番地1

3 落札者を決定した日 令和2年8月26日

4 落札者の名称及び所在地 有限会社エコテック 沖縄市比屋根七丁目30番41号

5 落札金額 91,300,000円

6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

7 入札の公告を行った日 令和2年8月14日

### 人事委員会事項

沖縄県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年11月6日

沖縄県人事委員会

委員長 島 袋 秀 勝

#### 沖縄県人事委員会規則第18号

沖縄県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

沖縄県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和48年沖縄県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

別表宜野湾市の項中 「

		中学校	校長 教頭
--	--	-----	-------

」

を 「

		中学校	校長 教頭
		はごろも学習センター	所長

」 に改め、同表石垣

市の項中「室長 所長」を「所長」に改め、同表名護市の項中「局長 参事」を「参事」に改め、同表今帰

仁村の項中「教育長 課長」を「課長」に改め、同表恩納村の項中 「

課長 室長 参事
----------

」を 「

課長
----

」

に改め、同表金武町の項中「教育長 課長」を「課長」に改め、同表北谷町の項中「局長 次長」を「局長 課長」に、「教育長 教育次長」を「教育部長」に改め、同表西原町の項中「教育長 部長」を「部長」に改め、同表八重瀬町の項中「会計管理者」を「部長 会計管理者 課長」に、「課長 参事」を「教育次長 課長 参事」に改め、同表竹富町の項中「参事」を「参事 室長」に改め、同表那覇港管理組合の項中「部長」を「部長 参事」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

沖縄県公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年11月6日

沖縄県人事委員会

委員長 島 袋 秀 勝

**沖縄県人事委員会規則第19号**

**沖縄県公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則**

沖縄県公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成14年沖縄県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「一般財団法人沖縄美ら島財団」を「一般財団法人沖縄美ら島財団 一般財団法人沖縄マリレジャーセイフティービューロー」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

**選挙管理委員会事項**

**沖縄県選挙管理委員会告示第25号**

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号の規定による不在者投票を行うことができる施設として、次のとおり指定の変更があった。

令和2年11月6日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 当 山 尚 幸

施設の名称	所在地	変更年月日
中部徳洲会病院	(新) 北中城村字比嘉801番地 (旧) 北中城村アワセ土地区画整理事業地内2街区1番	令和元年9月7日

**収用委員会事項**

**沖縄県収用委員会告示第10号**

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第1項の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

令和2年11月6日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄防衛局長
- 2 事業の種類 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊が使用するキャンプ瑞慶覧の用に供するための使用
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積(㎡)		使用しようとする土地の面積(㎡)
			登記簿	実測	
沖縄市字山里親川原	315番3	雑種地	661	661.00	661.00

- 4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所	共有持分
有限会社マックスビル	沖縄市室川二丁目1番9号	2分の1
有限会社飛翔建設	沖縄市久保田一丁目10番49号	2分の1

- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

氏名	住所	権利の種類
コザ信用金庫	沖縄市上地二丁目10番1号	根抵当権 平成27年2月27日受付第3233号

- 6 裁決手続の開始を決定した年月日 令和2年8月13日

**沖縄県収用委員会告示第11号**

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第1項の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

令和2年11月6日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄防衛局長
- 2 事業の種類 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊が使用する伊江島補助飛行場の用に供するための使用
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積(㎡)		使用しようとする土地の面積(㎡)
			登記簿	実測	
伊江村字西江上ヤー原	1820番	原野	2,620	2,620.42	2,620.42

- 4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
喜友名優希	沖縄市園田三丁目11番48号喜友名アパート3-C

- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

氏名	住所	権利の種類
株式会社沖縄海邦銀行	那覇市久茂地2丁目9番12号	抵当権 平成23年10月13日受付第12150号

沖縄電力株式会社	浦添市牧港五丁目2番1号	一時使用権
----------	--------------	-------

6 裁決手続の開始を決定した年月日 令和2年8月13日

**沖縄県収用委員会告示第12号**

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第1項の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

令和2年11月6日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄防衛局長
- 2 事業の種類 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊が使用する伊江島補助飛行場の用に供するための使用
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積(m <sup>2</sup> )		使用しようとする土地の面積(m <sup>2</sup> )
			登記簿	実測	
伊江村字西江上カヤ毛原	2775番	原野	1,459	1,459.90	1,459.90

- 4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
登記名義人亡福仲敏子法定相続人 福仲弥生 福仲隆蔵 稲福さつき 福仲悦子	北中城村字島袋525番地仲座アパート501 那覇市首里石嶺町4丁目68番地2 宜野湾市真栄原二丁目14番28-303号石川マンション第二 那覇市安里1丁目8番23号f・ラジエル103

- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日 令和2年8月13日

**沖縄県収用委員会告示第13号**

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第1項の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

令和2年11月6日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄防衛局長
- 2 事業の種類 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊が使用するキャンプ・シュワブの用に供するための使用
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積(m <sup>2</sup> )		使用しようとする土地の面積(m <sup>2</sup> )
			登記簿	実測	
名護市字辺野古思原	264番	田	1,936	1,936.04	1,936.04

名護市字辺野古長崎原	436番	原野	1,071	1,071.11	1,071.11
------------	------	----	-------	----------	----------

4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
藤川佐代子	神奈川県伊勢原市上粕屋1540番地の1

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし

6 裁決手続の開始を決定した年月日 令和2年8月13日

**沖縄県収用委員会告示第14号**

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第1項の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

令和2年11月6日

沖縄県収用委員会

1 起業者の名称 沖縄防衛局長

2 事業の種類 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊が使用するキャンプ・ハンセンの用に供するための使用

3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積(m <sup>2</sup> )		使用しようとする土地の面積(m <sup>2</sup> )
			登記簿	実測	
恩納村字喜瀬武原廻袋原	705番1	山林	482	482.02	482.02

4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
外間篤子	東京都大田区仲六郷一丁目52番20号

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし

6 裁決手続の開始を決定した年月日 令和2年8月13日

**沖縄県収用委員会告示第15号**

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第1項の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

令和2年11月6日

沖縄県収用委員会

1 起業者の名称 沖縄防衛局長

2 事業の種類 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊が使用するキャンプ・ハンセンの用に供するための使用

3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積(m <sup>2</sup> )		使用しようとする土地の面積(m <sup>2</sup> )
			登記簿	実測	



宜野座村字漢那城原	2276番25	宅地	92.58	92.58	92.58
-----------	---------	----	-------	-------	-------

4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
宜野座村城原区	宜野座村字漢那2276番地の8

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし

6 裁決手続の開始を決定した年月日 令和2年8月13日

**沖縄県収用委員会告示第16号**

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第1項の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

令和2年11月6日

沖縄県収用委員会

1 起業者の名称 沖縄防衛局長

2 事業の種類 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊が使用するキャンプ・ハンセンの用に供するための使用

3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積(㎡)		使用しようとする土地の面積(㎡)
			登記簿	実測	
金武町字金武石川原	8182番1	田	177	177.93	177.93

4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
与那嶺義則	東京都杉並区成田東二丁目20番9号クローバーハイツ101

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

氏名	住所	権利の種類
沖縄電力株式会社	浦添市牧港五丁目2番1号	一時使用権

6 裁決手続の開始を決定した年月日 令和2年8月13日

**沖縄県収用委員会告示第17号**

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第1項の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

令和2年11月6日

沖縄県収用委員会

1 起業者の名称 沖縄防衛局長

2 事業の種類 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊が使用するキャンプ・ハンセンの用に供するための使用

3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積(m <sup>2</sup> )		使用しようとする土地の面積(m <sup>2</sup> )
			登記簿	実測	
金武町字金武長地原	8620番	雑種地	747	747.39	747.39

4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
与那嶺義則	東京都杉並区成田東二丁目20番9号クローバーハイツ101

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし

6 裁決手続の開始を決定した年月日 令和2年8月13日

沖縄県収用委員会告示第18号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第1項の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

令和2年11月6日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄防衛局長
- 2 事業の種類 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊が使用するキャンプ・ハンセンの用に供するための使用
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積(m <sup>2</sup> )		使用しようとする土地の面積(m <sup>2</sup> )
			登記簿	実測	
金武町字金武喜瀬武原	9077番1	田	1,022	1,022.04	1,022.04
金武町字金武喜瀬武原	9077番3	田	14	14.22	14.22
金武町字金武喜瀬武原	9077番4	田	228	228.15	228.15
金武町字金武喜瀬武原	9080番	田	1,214	1,214.37	1,214.37

4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
渡慶次賀信	金武町字金武8829番地

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし

6 裁決手続の開始を決定した年月日 令和2年8月13日

沖縄県収用委員会告示第19号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第1項の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

令和2年11月6日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄防衛局長
- 2 事業の種類 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊が使用するキャンプ・ハンセンの用に供するための使用
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積(m <sup>2</sup> )		使用しようとする土地の面積(m <sup>2</sup> )
			登記簿	実測	
金武町字伊芸加武川原	1927番	畑	56	56.10	56.10
金武町字伊芸加武川原	1928番2	田	6.07	6.07	6.07
金武町字伊芸加武川原	1928番3	田	5.16	5.16	5.16

- 4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
登記名義人亡安富祖ミネ 法定相続人 安富祖樹 安富祖清貴	埼玉県川口市大字峯1372番地の18 那覇市首里石嶺町4丁目480番地1 F C 石嶺コーポ I 202

- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日 令和2年8月13日

**沖縄県収用委員会告示第20号**

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第1項の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

令和2年11月6日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄防衛局長
- 2 事業の種類 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊が使用する金武ブルー・ビーチ訓練場の用に供するための使用
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積(m <sup>2</sup> )		使用しようとする土地の面積(m <sup>2</sup> )
			登記簿	実測	
金武町字金武大兼久原	2862番1	雑種地	577	577.14	577.14
金武町字金武大兼久原	2871番1	原野	23,671	23,671.18	23,671.18
金武町字金武大保根原	11947番1	原野	174	174.06	174.06
金武町字金武岬原	12742番1	原野	5,017	5,017.12	5,017.12
金武町字金武岬原	12803番	公衆用道路	58	58.21	58.21
金武町字金武岬原	12836番1	原野	2,709	2,709.08	2,709.08
金武町字金武岬原	12837番3	原野	1,412	1,412.09	1,412.09

金武町字金武岬原	12864番 1	原野	9,712	9,712.37	9,712.37
金武町字金武岬原	12864番 2	原野	27	27.03	27.03
金武町字金武岬原	12864番 3	原野	20	20.09	20.09
金武町字金武岬原	12864番 4	原野	43	43.08	43.08
金武町字金武岬原	12864番 5	原野	116	116.06	116.06
金武町字金武岬原	12864番 6	原野	87	87.04	87.04
金武町字金武岬原	12864番 7	原野	180	180.09	180.09
金武町字金武岬原	12864番 8	原野	49	49.06	49.06
金武町字金武岬原	12864番 9	原野	83	83.09	83.09
金武町字金武岬原	12909番	保安林	1,191	1,191.11	1,191.11
金武町字金武岬原	12959番	原野	34,112	34,112.09	34,112.09
金武町字金武岬原	12959番 1	原野	213	213.09	213.09
金武町字金武岬原	12959番 2	原野	203	203.04	203.04
金武町字金武岬原	12959番 3	原野	26,121	26,121.39	26,121.39
金武町字金武岬原	12959番 4	原野	141	141.01	141.01
金武町字金武岬原	12959番 5	原野	194	194.08	194.08
金武町字金武岬原	12960番	原野	14,035	14,035.26	14,035.26
金武町字金武岬原	12968番	原野	23,192	23,192.46	23,192.46
金武町字金武岬原	12978番 1	原野	1,664	1,664.10	1,664.10

4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所	共有持分
寶武男	金武町字金武813番地	2分の1
池原哲也	金武町字金武5646番地 1	2分の1

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし

6 裁決手続の開始を決定した年月日 令和2年8月13日

沖縄県収用委員会告示第21号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第1項の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

令和2年11月6日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄防衛局長
- 2 事業の種類 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊が使用する金武ブルー・ビーチ訓練場の用に供するための使用
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積(m <sup>2</sup> )		使用しようとする土地の面積(m <sup>2</sup> )
			登記簿	実測	
金武町字金武大保根原	11969番1	原野	117	117.00	117.00

4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所	共有持分
寶武男	金武町字金武813番地	2分の1
池原哲也	金武町字金武5646番地1	2分の1

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

氏名	住所	権利の種類
金武町	金武町字金武1番地	一時使用权

6 裁決手続の開始を決定した年月日 令和2年8月13日

沖縄県収用委員会告示第22号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第1項の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

令和2年11月6日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄防衛局長
- 2 事業の種類 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊が使用する嘉手納弾薬庫地区の用に供するための使用
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積(m <sup>2</sup> )		使用しようとする土地の面積(m <sup>2</sup> )
			登記簿	実測	
読谷村字喜名前原	613番	畑	754	754.12	754.12
読谷村字喜名後間原	1096番	山林	941	941.14	941.14
読谷村字喜名後間原	1127番	畑	944	944.17	944.17
読谷村字長田石嶺原	547番	田	1,892	1,892.23	1,892.23

4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
吉田トミ	読谷村字喜名264番地

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし

6 裁決手続の開始を決定した年月日 令和2年8月13日

沖縄県収用委員会告示第23号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国に

おける合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第1項の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

令和2年11月6日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄防衛局長
- 2 事業の種類 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊が使用する嘉手納弾薬庫地区の用に供するための使用
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積(m <sup>2</sup> )		使用しようとする土地の面積(m <sup>2</sup> )
			登記簿	実測	
読谷村字喜名喜名原	29番	畑	518	518.09	518.09
読谷村字喜名喜名原	86番	宅地	222.92	222.92	222.92
読谷村字喜名東原	766番	畑	1,284	1,284.14	1,284.14
読谷村字喜名西平原	888番	畑	1,096	1,096.15	1,096.15
読谷村字喜名西平原	952番	畑	1,870	1,870.23	1,870.23
読谷村字喜名後間原	1123番	畑	1,292	1,292.13	1,292.13
読谷村字喜名福地原	1212番	山林	1,391	1,391.23	1,391.23
読谷村字長田与名田原	221番	畑	923	923.16	923.16
読谷村字長田石嶺原	434番	田	644	644.13	644.13

- 4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
吉田和雄	読谷村字喜名264番地

- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日 令和2年8月13日

**沖縄県収用委員会告示第24号**

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第1項の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

令和2年11月6日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄防衛局長
- 2 事業の種類 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊が使用する嘉手納弾薬庫地区の用に供するための使用
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積(m <sup>2</sup> )		使用しようとする土地の面積(m <sup>2</sup> )
			登記簿	実測	

読谷村字喜名西平原	992番	畑	808	808.18	808.18
-----------	------	---	-----	--------	--------

4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
吉田靖	読谷村字喜名264番地

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

氏名	住所	権利の種類
株式会社琉球銀行	那覇市久茂地1丁目11番1号	根抵当権 平成29年4月7日受付第7355号

6 裁決手続の開始を決定した年月日 令和2年8月13日

**沖縄県収用委員会告示第25号**

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第1項の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

令和2年11月6日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄防衛局長
- 2 事業の種類 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊が使用する嘉手納弾薬庫地区の用に供するための使用
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積(m <sup>2</sup> )		使用しようとする土地の面積(m <sup>2</sup> )
			登記簿	実測	
読谷村字喜名喜名原	114番	畑	181	181.05	181.05
読谷村字喜名喜名原	133番	宅地	783.64	783.64	783.64
読谷村字喜名前原	577番1	畑	332	293.32	293.32
読谷村字喜名中地原	646番	畑	4,739	4,739.41	4,739.41
読谷村字喜名西平原	981番	山林	5,663	5,663.38	5,663.38
読谷村字喜名後間原	1122番	山林	3,078	3,078.17	3,078.17
読谷村字喜名福地原	1207番	山林	1,487	1,487.18	1,487.18
読谷村字喜名福地原	1257番	山林	4,076	4,076.27	4,076.27
読谷村字喜名外部原	1917番	田	70	70.04	70.04
読谷村字喜名外部原	2077番	山林	4,163	4,163.28	4,163.28
読谷村字伊良皆仲地原	895番	畑	828	828.12	828.12
読谷村字長田石嶺原	479番	田	3,714	3,714.36	3,714.36
読谷村字長田石嶺原	559番	田	3,040	3,040.37	3,040.37

4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所	共有持分
吉田トミ	読谷村字喜名264番地	12分の7
吉田素子	読谷村字喜名301番地1 Y o m i t a n N e w ' S B a s e 209号室	12分の1
吉田和雄	読谷村字喜名264番地	12分の1
吉田徳幸	千葉県松戸市胡録台269番地の10アムールルア101号	12分の1
吉田靖	読谷村字喜名264番地	12分の1
吉田和史	読谷村字喜名264番地	12分の1

- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし  
 6 裁決手続の開始を決定した年月日 令和2年8月13日

**沖縄県収用委員会告示第26号**

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第1項の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

令和2年11月6日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄防衛局長  
 2 事業の種類 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊が使用する嘉手納弾薬庫地区の用に供するための使用  
 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積(m <sup>2</sup> )		使用しようとする土地の面積(m <sup>2</sup> )
			登記簿	実測	
読谷村字喜名前原	603番	畑	1,315	1,315.16	1,315.16
読谷村字喜名福地原	1247番	山林	6,340	6,340.46	6,340.46
読谷村字長田与名田原	231番	山林	2,095	2,095.33	2,095.33

- 4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所	共有持分
吉田徳幸	千葉県松戸市胡録台269番地の10アムールルア101号	3分の1
吉田靖	読谷村字喜名264番地	3分の1
吉田和史	読谷村字喜名264番地	3分の1

- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

氏名	住所	権利の種類
株式会社琉球銀行	那覇市久茂地1丁目11番1号	根抵当権（吉田靖持分） 平成29年10月23日受付第20916号



6 裁決手続の開始を決定した年月日 令和2年8月13日

**沖縄県収用委員会告示第27号**

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第1項の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

令和2年11月6日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄防衛局長
- 2 事業の種類 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊が使用する嘉手納弾薬庫地区の用に供するための使用
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積(㎡)		使用しようとする土地の面積(㎡)
			登記簿	実測	
読谷村字喜名喜名原	135番	畑	523	523.08	523.08
読谷村字喜名喜名原	178番	畑	435	435.10	435.10
読谷村字喜名前原	560番	畑	712	712.12	712.12
読谷村字喜名東原	796番	畑	865	865.14	865.14
読谷村字喜名西平原	949番	畑	600	600.11	600.11
読谷村字喜名後間原	1096番2	山林	778	778.12	778.12
読谷村字喜名親子比利原	1315番	田	832	832.11	832.11
読谷村字喜名外部原	1853番	田	231	231.07	231.07
読谷村字喜名外部原	2056番	山林	1,143	1,143.18	1,143.18
読谷村字長田石嶺原	527番	山林	3,223	3,223.27	3,223.27
読谷村字長田石嶺原	569番	田	2,544	2,544.32	2,544.32

4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
バーナル千絵	アメリカ合衆国カリフォルニア州テメキュラ市シコモアコート32089番地

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし

6 裁決手続の開始を決定した年月日 令和2年8月13日

**沖縄県収用委員会告示第28号**

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第1項の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

令和2年11月6日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄防衛局長
- 2 事業の種類 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊が使用する嘉手納弾薬庫地区の用に供するための使用
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積(㎡)		使用しようとする土地の面積(㎡)
			登記簿	実測	
読谷村字喜名外部原	1907番	田	90	90.03	90.03

- 4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
ペーナル千絵	アメリカ合衆国カリフォルニア州テメキュラ市シコモアコート32089番地

- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

氏名	住所	権利の種類
株式会社琉球銀行	那覇市久茂地1丁目11番1号	根抵当権 平成30年6月25日受付第11408号

- 6 裁決手続の開始を決定した年月日 令和2年8月13日

**沖縄県収用委員会告示第29号**

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第1項の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

令和2年11月6日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄防衛局長
- 2 事業の種類 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊が使用する嘉手納弾薬庫地区の用に供するための使用
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積(㎡)		使用しようとする土地の面積(㎡)
			登記簿	実測	
読谷村字座喜味尾頓川	2879番	田	419	419.08	419.08

- 4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
玉城眞幸	南風原町字宮平209番地4

- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日 令和2年8月13日

**沖縄県収用委員会告示第30号**

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国に

おける合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第1項の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

令和2年11月6日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄防衛局長
- 2 事業の種類 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊が使用する嘉手納弾薬庫地区の用に供するための使用
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積(㎡)		使用しようとする土地の面積(㎡)
			登記簿	実測	
読谷村字伊良皆東原	1600番	雑種地	86	86.10	86.10

- 4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
屋宜博美	沖縄市室川二丁目33番8号

- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

氏名	住所	権利の種類
株式会社沖縄銀行	那覇市久茂地3丁目10番1号	根抵当権 平成30年4月25日受付第7773号

- 6 裁決手続の開始を決定した年月日 令和2年8月13日

**沖縄県収用委員会告示第31号**

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第1項の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

令和2年11月6日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄防衛局長
- 2 事業の種類 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊が使用する嘉手納弾薬庫地区の用に供するための使用
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積(㎡)		使用しようとする土地の面積(㎡)
			登記簿	実測	
読谷村字伊良皆前原	1752番	畑	471	471.06	471.06

- 4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
喜友名一郎	北中城村字ライカム484番地トクレアライカムスカイテラス901

- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

氏名	住所	権利の種類
コザ信用金庫	沖縄市上地二丁目10番1号	根抵当権 平成30年8月28日受付第15837号

6 裁決手続の開始を決定した年月日 令和2年8月13日

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 有限会社 アイドマ印刷 〒902-0073 那覇市字上間244番地(3F)
---	--